

北海道指定障害福祉サービス事業者等指導方針

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき道が指定した指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設設置者に対し、障害福祉サービスの質の確保・向上及び事業運営の適正化、利用者の人権の擁護、虐待防止のための体制整備を図ることに主眼を置き、以下の重点指導項目に基づき指導を行う。

2 重点指導項目

(1) 集団指導

ア 基本事項

サービスの提供に係る法令等の内容及び改正点について周知し、法令遵守の徹底を図るとともに、障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について説明し、事業運営の適正化を図る。

イ 虐待防止及び身体拘束の禁止

障害者虐待の防止や身体拘束禁止の制度について周知するとともに、虐待発生の背景・要因を説明し、虐待の未然防止への理解の促進及び必要な体制整備等を図る。

ウ 職員の労働条件の確保・改善

指定障害福祉サービス事業者等の労働法規遵守、職員の労働条件及び就業環境の確保・改善の重要性を周知し、その適正化を図る。

エ 自己点検の実施

法令を遵守することが重要であることから、事業者自らが自己点検表等を活用して運営状況を定期的に自己点検するよう指導し、その適正化を図る。

オ 非常災害対策

消防法等の法令等の遵守及び火災・地震・風水害や地域特性を考慮した土砂災害・津波災害等の自然災害発生に備えた非常災害対策の強化、業務継続計画の策定等の取組について指導し、その適正化を図る。

カ 入所者等の安全の確保

施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制、警察等関係機関や地域住民との連携体制の強化などについて、改めて体制の確認を行うよう注意喚起し、入所者等の安全の確保を図る。

キ 感染症及び食中毒対策

感染症及び食中毒の予防対策に係る国からの通知を周知するとともに、インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス等の感染予防と指定障害福祉サービス事業者等におけるまん延防止の重要性を説明し、感染症発生時の業務継続計画の策定等の取組について指導し、その適正化を図る。

ク 重大事故を含む事故の取扱い

前年度の事故報告の集計・分析結果、事故事例等を紹介するとともに、事故報告に係る取扱いを周知し、その適正化を図る。

(2) 実地指導

ア 個別支援計画の作成

個別支援計画は、利用者の状況、意向及び障がい特性等を踏まえたものとなっているか、また、計画内容については、利用者及びその家族に対し説明して同意を得ているかを確認し、サービス提供の適正化を図る。

イ 虐待防止等の措置等

事業所における利用者の人権の擁護、虐待の未然防止等のため、虐待防止及び身体拘

束に関する必要な体制の整備等、必要な措置を講じているかを確認するとともに、従業者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修の取組状況を把握し、その適正化を図る。

また、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の記録を確認し、その適正化を図る。

なお、虐待の兆候を見逃さないよう、事業所内を巡回し、日常におけるサービス提供状況を確認するとともに、生活状況などについて利用者から直接聴取を行うこと。

ウ 衛生管理等

従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、設備及び備品等の衛生的な管理に努め、感染症や食中毒の発生及びまん延の防止対策などの衛生管理に必要な措置が講じられているか及び感染症発生時の業務継続計画の策定等の取組状況を確認し、その適正化を図る。

エ 非常災害対策

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置状況、火災・地震・風水害や地域特性を考慮した土砂災害・津波災害等の自然災害発生に備えた非常災害対策計画の策定及び業務継続計画の策定等や避難訓練の実施について指導し、その適正化を図る。

なお、指定共同生活援助事業については、共同生活住居ごとに確認すること。

オ 入所者等の安全の確保

施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制、警察等関係機関や地域住民との連携体制の強化などに向けた取組を確認し、入所者等の安全の確保を図る。

カ 自立支援給付等の請求

自立支援給付等に係る費用の請求について、関係告示等に定められた算定の方法等が遵守されているかを確認し、その適正化を図る。特に、各種加算の算定に当たっては、適合要件の確認を徹底し、その適正化を図る。

キ 工賃の支払等

利用者に工賃を支払っている指定障害福祉サービス事業者等が、就労支援事業の会計処理基準に基づいた会計処理を行った上で工賃を支払っているかを確認し、その適正化を図る。

なお、指定就労継続支援B型事業者については、工賃水準向上の実現に向けた「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成しているかを確認し、その推進を図る。

ク 就労系障害福祉サービス事業の運営

就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）事業者に対して、「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」（平成27年障障発第0908第1号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）、「就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサービス提供の推進について」（平成28年障障発第0330第1号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）及び「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年障障発0330第4号社会・援護局障障発第0330第4号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づいた取扱いがされているか確認し、その適正化を図る。

ケ 放課後等デイサービス事業の運営

放課後等デイサービス事業者に対して、「放課後等デイサービス事業所の質の向上のための取組について」（平成29年障障発0403第1号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づいた取扱いがされているか確認し、その適正化を図る。

コ 事故発生時の対応

利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により、事故が発生した場合、道、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要に応じ損害賠償に速やかに対応しているか確認し、その適正化を図る。

あわせて、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し事故等の発生要因や再

発防止策の実効性を検証しているかを確認し、利用者に対するサービスの質の向上とその適正化を図る。

サ 定員の遵守

利用定員が定められている事業所において、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えたサービスの提供を行っていないか確認し、その適正化を図る。

また、やむを得ず利用定員を超えた受入れを行う場合は、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準等に基づき、介護給付費等の減額を行うこととされていることから、適正な算定が行われているか確認し、定員超過利用の適正化を図る。

附 則

この方針は、令和2年（2020年）4月23日から施行する。

令和2年（2020年）6月8日一部改正

令和3年（2021年）7月1日一部改正